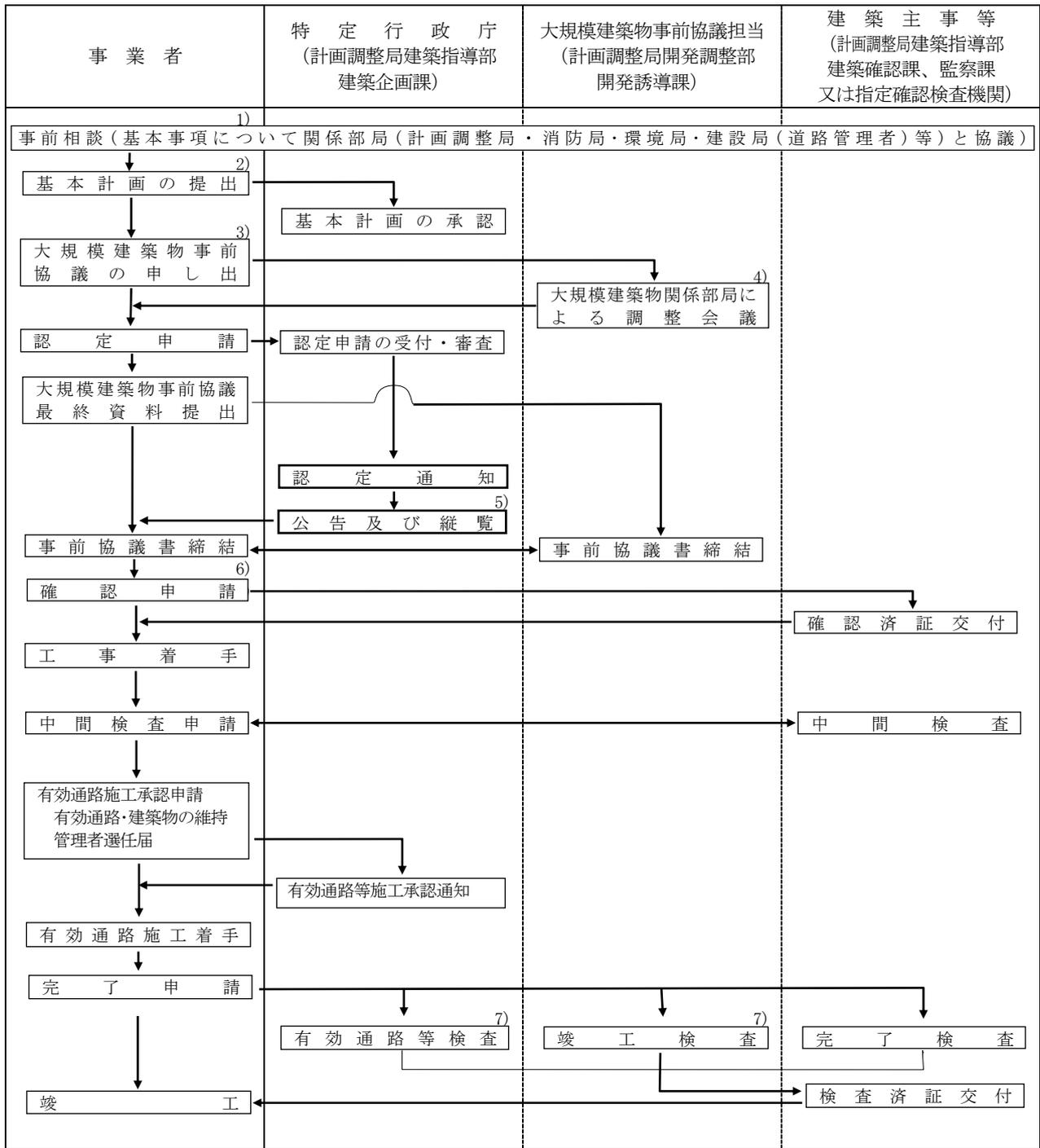


手続き(高度利用型認定)



注1) 特に防災計画書の提出を必要とする場合は建築指導部建築確認担当と事前調整を行うこと。

2) 「大規模建築物事前協議」対象計画の場合は事前協議申し出の前月第4水曜日まで、対象外の場合は認定申請書の提出の2週間前までに提出すること。

3) 通常毎月第2水曜日まで。

4) 通常毎月第4水曜日。

5) 認定通知後約2週間。

6) 認定通知書の写しを添付すること。大規模建築物事前協議対象建築物は計画調整局開発調整部開発誘導課の下見が必要。

7) 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和制度担当及び大規模建築物事前協議制度担当の竣工検査については、完了検査申請とは別に直接各担当部局に検査依頼をすること。